

64. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和7年）

1 種類別件数及び実績

年次	種類	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和44年		1	35,204	1	19,813				
同 58年		1	5,050						
平成18年		1	37,610						
同 29年		1	27,110						

2 具体例

番号	給付の原因となった事実	被害の程度	給付の種類及び金額
1	S43.11.13 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人からボールペンで顔面を突き刺された。	右眼瞼裂傷外傷性散瞳症等（全治3か月位）	療養給付 35,204円 休業給付 19,813円
2	S58.2.8 現住建造物等放火被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から左手甲で顔面を殴打された。	右頬部挫傷（全治6日間）	療養給付 5,050円
3	H17.7.28 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から右手拳で顔面を殴打された。	右点状表層角結膜炎、右網膜振盪症（全治8日間）	療養給付 37,610円
4	H28.11.11 脅迫等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から頸部及び口付近を右腕で絞め付けられ、頭髪を左手でつかんで強く引っ張られるなどされた。	頸椎捻挫、背部打撲傷、顔面擦過傷等（全治約17日間）	療養給付 27,110円